

## 第六管区海上保安本部公示第49号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和7年12月24日

第六管区海上保安本部長

小野雄介（公印省略）

### 1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名 称 広島県西部農林水産事務所  
住 所 広島県広島市中区基町10-52

### 2 水路測量を実施する区域及び期間

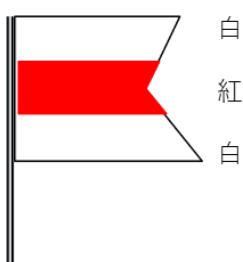
区 域 蒲刈港（付図のとおり）  
期 間 令和8年1月13日から  
令和8年2月27日までのうち2日間

### 3 水路測量の実施方法

単素子音響測深機による測深及びG N S Sによる船位決定

### 4 航行船舶に対する安全措置

水路測量を行っている船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識（白紅白の燕尾旗）を揚げる



付 図

